平成２８年（フ）第２６号
山形県鶴岡市井岡字塔の腰268番地６
債務者　川内　省二
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第１１４号
香川県高松市新田町甲824番地７
債務者　江口　洋子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４０２８号
東京都新宿区北新宿４丁目13―４　第２ベルハイム205
債務者　沖津　　睦
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０３５号
東京都足立区保木間５丁目29―２―103
債務者　北見　和男
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０３６号
東京都足立区保木間５丁目29―２―103
債務者　北見ヨシヱ
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０４４号
東京都江東区塩浜２丁目７―５―315
債務者　渡邉れいか
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０５１号
東京都江戸川区西瑞江５丁目６―39―102
債務者　石川　幸治
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０５８号
東京都昭島市宮沢町１丁目６―４　あさひ住宅
債務者　金井　勝代
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０５９号
東京都葛飾区堀切１丁目16―21―105
債務者　沼　　恒裕
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０６１号
東京都北区中十条２丁目１―14　コーポＭⅡ―103
債務者　保田　記央
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０６４号
東京都江東区北砂３丁目12―３　柿本方
債務者　石川　惠夫
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０６５号
東京都江東区大島５丁目６―６
債務者　寺田　吉子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０６９号
東京都中野区白鷺３丁目２―10―1053
債務者　羽石　季矢
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０７０号
東京都中野区白鷺３丁目２―10―1053
債務者　羽石久美子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０７４号
東京都杉並区本天沼１丁目22―５　アーバンプレイス阿佐ヶ谷Ⅲ205
債務者　吉田　明広
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４０７５号
東京都足立区弘道１丁目５―18　プラシードＡ204
債務者　山口　梨恵
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部